

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(連続約定気配の表示)</p> <p>第10条 本所は、急激な価格変動を抑止する観点から本所が必要と認めるときは、一定の表示（以下「連続約定気配表示」という。）を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成27年9月24日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと本所が認める場合には、平成27年9月24日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(連続約定気配の表示)</p> <p>第10条 本所は、<u>一の呼値による</u>急激な価格変動を抑止する観点から本所が必要と認めるときは、一定の表示（以下「連続約定気配表示」という。）を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>